

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 細沼 宗浩
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第160期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は普通株主様による種類株主総会の決議事項を兼ねる決議事項であります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億7,750万株</u> とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>1億7,750万株</u> A種類株式 4万株	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億5,004万株</u> とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>5億5,000万株</u> A種類株式 4万株

第2号議案 株式併合の件

当社の普通株式について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものがあります。なお、本議案は普通株主様による種類株主総会の決議事項を兼ねる決議事項であります。

併合の割合

当社普通株式について、122,222,222株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）

本株式併合は、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本株式併合に関して、以下のとおり、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日を定めるものであります。

- ア．2026年6月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年7月31日とする。
- イ．2026年7月1日以降、2026年7月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年8月31日とする。
- ウ．2026年8月1日以降、2026年8月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年9月30日とする。
- エ．2026年9月1日以降、2026年9月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年10月30日とする。
- オ．2026年10月1日以降、2026年10月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年11月30日とする。
- カ．2026年11月1日以降、2026年11月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年12月30日とする。
- キ．2026年12月1日以降、2026年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年1月29日とする。
- ク．2027年1月1日以降、2027年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年2月26日とする。
- ケ．2027年2月1日以降、2027年2月28日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年3月31日とする。
- コ．2027年3月1日以降、2027年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年4月30日とする。

効力発生日における発行可能株式総数
普通株式16株
A種種類株式 4万株

第3号議案 単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更の件

変更の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数の定め廃止等に関する定款変更は、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものいたします。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億5,004万株</u>とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>5億5,000万株</u> A種種類株式 4万株 (単元株式数) 第7条 当社の普通株式の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、<u>100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> (単元未満株式の買増) 第8条 <u>単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u> 第9条～第31条(条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4万16株</u>とする。 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>16株</u> A種種類株式 4万株 < 削 除 > < 削 除 > 第7条～第29条(条文省略)</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

- 候補者番号1 . 細沼 宗浩
- 候補者番号2 . 浅妻 慎司
- 候補者番号3 . 藤岡 哲哉
- 候補者番号4 . 上釜 健宏
- 候補者番号5 . 宮崎 秀樹
- 候補者番号6 . デニース・ヘイラー

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席 議決権数 (個)	可決 要件	賛成率	決議結果
第1号議案 発行可能株式総数増加のための定款一部変更の件	783,881	48,056	0	834,119	(注) 1	93.98	可決
第2号議案 株式併合の件	781,877	50,288	0	834,124		93.74	可決
第3号議案 単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更の件	783,331	48,599	0	834,112		93.91	可決
第4号議案 取締役6名選任の件							
1. 細沼 宗浩	738,316	93,603	3	834,104	(注) 2	88.52	可決
2. 浅妻 慎司	763,538	68,381	3	834,104		91.54	可決
3. 藤岡 哲哉	784,448	47,471	3	834,104		94.05	可決
4. 上釜 健宏	782,686	49,233	3	834,104		93.84	可決
5. 宮崎 秀樹	782,518	49,401	3	834,104		93.82	可決
6. デニス・ヘイラー	784,387	47,532	3	834,119		94.04	可決

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権(1,420,738個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権(1,420,738個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数には、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示が確認できていない株主の議決権の数は加算していません。

以上